

# 島根県における選挙肅正運動の展開

杉谷直哉

## はじめに

本稿は島根県における選挙肅正運動の展開とその意義を明らかにするものである。

選挙肅正運動は、内務省が主導した運動であり、選挙不正の撲滅を目指したものであり、従来は既成政党の没落を決定づけたと評価されてきた<sup>(1)</sup>。また、軍部や官僚勢力の力が強まるファッショ化の過程に位置付ける評価や<sup>(2)</sup>、政党の地方での影響力の喪失<sup>(3)</sup>、名望家秩序の変容の契機となつたといった評価<sup>(4)</sup>がなされてきた。特に政党が地方での影響力を喪失したという見解は、知事の身分保証によつて政党が自派の知事を配置できなくなつた事実や、時局匡救土木事業の展開に対し「國費による救済を期待する受益者の部分的代弁者にすぎ」なくなつたことなどとあわせて<sup>(5)</sup>、政党が中央だけでなく地方でも影響力を減退させていき、やがて大政翼賛会につながつていつたという評価を形成してきた。

こういつた見解に対し、選挙肅正運動を主導した内務官僚の政治構想を分析した研究や<sup>(6)</sup>、政党勢力の基盤は依然として揺るがなかつたとする研究がある<sup>(7)</sup>。「政党は『肅正』という形式を通過することで、政権担当の正当性を担保することを

試みたとの指摘や<sup>(8)</sup>、戦前から戦後における政党政治家の後援会を中心とする支持基盤が、選挙肅正運動や翼賛体制を経ても、維持・再編されていつた過程が実証的に明らかにされている<sup>(9)</sup>。

これらの研究は選挙肅正運動の意義を明らかにするとともに、政党と地方との関係も明らかにしてきた点で大きな意味を持つ。しかしながら、これらの研究は選挙肅正運動の中に政党を地方自治から排除すべきという論理が展開していく点を十分に吟味出来ていない。より具体的に言えば地方議員の党籍離脱を求める理論が選挙肅正運動において広く展開されたのである。従来の先行研究ではこの点にはほとんど触れられてこなかつた。後述するように、以前から存在していた政党排除論とでもいうべき論理は、政党内閣の中斷・崩壊という事実を前に、メディア上などでも広く主張されていく。これに対し政党人からも反論が試みられていくこととなる。選挙肅正運動はあるべき政党や地方自治の姿形は何なのかという構想をメディアや政党政治家や有権者に喚起させる。そのことは政党の中の変容を引き起こす起爆剤となつたのである。本稿は選挙肅正運動の展開と当該期の評価、選挙結果に対する言説、運動の中で繰り広げられた

地方からの政党政派排除論をそれぞれ検討することで、当該期の政党がどう選挙肃正運動に対応し、どのような影響を受けていったかについて明らかにしたい。

本稿は島根県の一九三四年と一九三八年の県議選と、一九三六年と一九三七年の衆議院議員総選挙を分析対象とする。島根県を設定した理由は首相・政党總裁経験者の若槻礼次郎をはじめ、櫻内幸雄、島田敏雄、俵孫一ら大臣や党の役員に就任した人物や、木村小左衛門、原夫次郎ら戦前から戦後にかけて活動した有力政治家が集中する選挙区であり、既成政党の基盤が他地域と比較しても根強く、政党の動向を分析する上で重要な地域であるためである。今一つは、島根県には『選挙肃正運動総覧』などの選挙肃正運動を行政の側から評価した史料が残存しているためである。選挙肃正運動を政党、メディア、行政の三者から検討できる重要な地域であろう。

## 第一章 第一回衆議院議員総選挙と第一〇回島根県議会議員選挙

### 第一節 第一〇回県議選—肃正選挙の前哨戦

一九三四年に島根県では第一〇回目となる島根県議会議員選挙が執行された。この選挙は、一九三五年に執行される府県会議員選挙の先駆けであつた。島根県は政党内閣期において、民政選は民政党が三〇議席中二六議席を占めたのに対し、政友

会は三議席、中立一議席という結果であった<sup>(1)</sup>。この選挙でも民政党が多数を占めるることは確実であった。注目すべきは、一九三五年の選挙肃正委員会令発布<sup>(2)</sup>より前の一九三四年に島根県で独自の選挙肃正委員会連盟が発足している点である<sup>(3)</sup>。表1は一九三四年の選挙肃正委員会の名簿である。会長は知事であり、県議や新聞社の社長がメンバーに数えられている。この点は他地域の事例とも同様だが<sup>(4)</sup>、野島忠孝<sup>(5)</sup>や岡本俊人<sup>(6)</sup>といった県議ではないものの、政党支部や後援会の役員を務めた政党系メンバーがいることが注目される。この方針は部会にも反映されており警察署管内ごとに設置された地方部会では「政党方面の有力者（純中立を含む）」が部会の委員の選考条件として挙げられていた<sup>(7)</sup>。

この県議選で注目されるのは無投票選挙区の登場である。当時の県議選は郡・市単位で候補者が立候補していたが、八束郡では民政党島根支部八束郡部会長<sup>(8)</sup>などを務めた錦織彦太郎<sup>(9)</sup>が、八束郡町会会长などの仲介を経て、「選挙肃正の趣旨」を鑑みたことや、「非常時日本の現状に於て徒らに政争に没頭することの否なること」などを理由に立候補を辞退した<sup>(10)</sup>。結果的に一四ある選挙区内、八束郡を含めた七つの郡で無投票となつた<sup>(21)</sup>。島根県では一九三〇年の県議選でも六つの選挙区が無投票だつたが<sup>(22)</sup>、肃正選挙の初期では非常時であることなどを理由に無投票を理想とする論理が働いていたのである。

次に当該期の選挙肃正運動の概要を確認したい。島根県が一九三六年の衆議院議員総選挙後に作成した『島根県選挙肃正運

動総覧』によれば、この県議選における選舉肅正運動の内容は主に講演会、展覧会、知事ラジオ放送などであった(23)。ここで注目したいのが、元内務官僚で選舉肅正運動にも深く関与した田沢義輔が松江と浜田で開催した講演会の内容である(24)。

田沢の政治構想については、河島真氏による詳細な検討がある(25)。河島氏によれば田沢の政治構想とは社会政策の整備、情実や金権的な政党政治ではなく政策中心の政治の実現することにあり、そのために有権者に対する政治的見識を向上させるための働きかけを行うことなどに特徴があった。そのような構想を持つていた田沢は、講演の中で「立憲政治が独裁政治に優り、国家の為にも国民の幸福の為にもその方が宜しいことは、人類の永い間の経験に於て略決定している」とした上で、立憲政治の長所を「国民全体が」政治に対して「責任を持つこと」と、政治に問題がある場合は「言論、文書或は政治的活動に依つて合法的に平和の間に之を改むることが出来る」ことなどにあるとしている。政党と地方の関係については、政党の「地盤の争奪が、結局市町村の争奪となつて其の自治を破壊し攪乱するに至つてゐる」とし、「地方自治団体は断じて党争の舞台となるべきでは」なく、地方自治体の議員となる人間は党籍を脱すべきであると主張した。

田沢の主張にあるような地方自治における政党政派を排除すべきとする主張は、政党内閣期における静岡県富士郡の町村長会において確認できる(26)。こうした主張は古くから見られ、一八九九年の『山陰新聞』は「党人は地方議会を以て實に中央議会に於ける天王山となし為めに地方の自治を破り地方の産業

を廃するも恬として知らざるを為さんとす吾輩は之を目して實に地方の害虫なりと言ふに憚らす」(27)と主張したように、党政派に基づいて地方議員が行動することは健全な地方自治を侵害するとする根強い批判が存在していた(28)。この他には選舉肅正委員会に政党関係者を登用した理由として、汚職に対する抑制を図る狙いがあつたことと、無投票選挙区を「裏面に事情を伴ひやすい」として批判している点も興味深い。現に田沢の無投票選挙区に対する懸念は的中することとなる。

選挙の結果、民政党二二議席、政友会六議席、中立二議席という結果であった(表2)(29)。ここで注目すべきは新人議員が九名当選していることである。無投票選挙であつたものの、県議の世代交代・新陳代謝が進みつつあつたのである。『大阪朝日新聞』も「多少新鮮味を出すものと期待されている」と報じている(30)。新人待望の傾向は後の衆院選や県議選にも継承されることとなる。

しかし、この選挙では八束郡の候補者調整をめぐつて大規模な不正がなされたことが発覚し、関係者が取り調べを受けることとなつた(31)。この事件によつて当選した議員四名が全員辞職し、一九三五年に二度にわたる補欠選挙が実施されることとなつた(32)。更に第二次補欠選挙において民政党的新人候補が開票日前日に逮捕されたばかりか(33)、選挙違反に觸わつたとして警察署で取り調べを受けていた区長が自殺する事態にまで及んだ(34)。こうした続発する選挙違反を受けて、郷土人雑誌の『島根評論』(35)は「県議補選の無要」と題して「八束郡民は更に補欠の補欠をなさねばならぬ負担を課せられ、年中選挙

に没頭」しなければならず、「われらはその苦境に同情するとともに、このまま欠員として満期を待つべしと主張したい」と訴えた<sup>(36)</sup>。度重なる選挙での不正を受け、メディアは選挙肅正運動への疑念と選挙無用論を公然と主張するようになつた。

このように、島根県下での肅正選挙の滑り出しは決して順風満帆ではなかつた。では、運動を主導していた島根県はどのような認識だったのだろうか。『島根県選挙肅正運動総覧』は当時の八束郡県議補選について、局地的な選挙であつたために運動が高揚しなかつたと認めて「こうした結果が県内全般に与える影響は大いなるものがあり、一部の肅正運動悲観論者を除いて「悲しむべき事実が刺激となつて益々県下一般の肅正運動に氣魄と情熱を注ぎ込む契機ともなつた事は転禍為福の効果と言るべきである」とした<sup>(37)</sup>。選挙肅正運動の意義を強調することで運動の継続を主張していたのである。

## 第二節 政党政治家による政党擁護論

### — 俵孫一と島田敏雄の言説 —

本節では、五・一五事件以後の政党政治家の政党論を地方と政党の関係を中心に検討することとした。政党へのジャーナリズムの評価が厳しい中で<sup>(38)</sup>、政党政治家の中には自ら政党政治の意義やあり方を積極的に論じようとしていた動きが生じていた。結論から言えば、当時の政党政治家は単なる政党の自己弁護にとどまらない一定以上の水準を備えていた。ここでは有力政治家として知られていた俵孫一と島田敏雄の議論に注目したい。いずれの政治家も中央での政治過程に深く関与してお

り、彼らの政党擁護論は当時の政党の側に、政党の信頼回復と政党内閣復帰に向けた論理が構築されつつあつた事実を物語るものとなつてゐる。

俵は一九三三年に「地方自治と選挙」という論説を発表した<sup>(39)</sup>。俵は内務官僚を経て憲政会・民政党に所属した政治家であり、従来の研究では親軍的態度をとつていた政治家として評価されており<sup>(40)</sup>、井上敬介氏によれば「反英論者にして立憲政治の擁護者」という特異な立場にあつた<sup>(41)</sup>。この論文からは立憲政治・政党政治の理論的擁護者としての俵の側面がうかがえる。即ち、「立憲政治の運用が今日甚だ思はしからず、それに関する政党の行動は甚だしく世の指弾を受け」、「政党否認の声となると同時に、自治制度の運用も亦頗る乱脈となり、嫌ふべき弊害が漸く畳出して前途に少からぬ憂慮を抱かるるに至つた」。そして各地に存在する「権力欲、勢力争」や「自己の勢力を専にせんとする私心が」あり、「世間では此気分を以て政党の醜惡なる抗争より伝播したものだ、党弊が中央より地方に浸潤したものだと一概に政党を悪罵し、党弊を非難するものが多い」。しかし、こうした政党の争いの実態は「地方の勢力争が主体で、寧ろ政党の争は其の客体である」。政党が「自治団体の平和静謐を破壊する」ことは「不都合千万」であるが、立憲政治や政策の実現を目指す政党の活動は否定されるべきではなく、「政党員に非る者が必ずし公平無私的人物なりと断定することは何人か能く之を為し得るか」、「政党人に非るの一理由を以て、必ずしも市町村の自治に誠意ある者と断する訳にはいかない」。結局、有権者が買収などに応じずに選挙権行使す

ることが重要なのである。

僕の主張は政党の弁明という側面はあるものの、地方自治からの政党排除論に対する反論としては一定の説得力があるようと思われる。政党を排撃すれば地域間の対立や買収が無くなるよう訳ではないし、政党に属さない人物が地方自治にとって好ましい人物とは限らない。清水唯一朗氏は「初期の政党は旧来から地域勢力の集合体であり、政策によつて分かれたものではなかつた」としている<sup>(42)</sup>。こうした地域間の感情的対立が党派的対立となつて継承されていつたと考えれば僕の指摘には一定の説得力がある。また、後述するように島根県では政党排除がいくら叫ばれても、県議会から政党政派が解消されることはないが、その勢力は一定である。更に僕が主張する通り政党員でなければ公平無私であるとは断定できない。この点で政党排除論は理論的な限界を抱えていた。このように、政党排除論は政党への反発を反映した主張ではあつたものの、現実は政党なしには当選は難しかつたのであり、現実の政治を変革する力を持ち得なかつたのである。

次に島田の議論を見ていきたい。島田は弁護士を経て政友会に入党した人物であつた。斎藤実内閣の打倒を企図した政民連携運動に関与し<sup>(43)</sup>、岡田啓介内閣を偽装的な挙国一致内閣であると批判していた<sup>(44)</sup>。島田は政友会を中心とする内閣の組閣を目指していたのである。そのような島田が一九三五年に慶應義塾大学で「現代政党論」という講演を行つた。

島田は地方利益誘導で党勢を拡張する方針に関して、「或人が尽力をし」て橋や道路や鉄道が出来たとして、「道路、橋梁、

鉄道の出来た為に便利を得た」ことに對して、それがある人物や団体によつてできたとすれば「斯様能く仕事をして呉れたものを後援」すること自体は「何等怪しむに足らぬことではあるまい」とした<sup>(45)</sup>。次に自らの経験に触れてかつて島根県に「恒松隆慶という人が」おり、「非常に地方問題に熱心で、鉄道に殊に熱心に尽力した人で」あつたが、「当時の憲政会の人達はこれを政友会全体に対する批判として、政友会は地方問題を利用して党勢拡張の具に供」し、「それで地盤を開拓しているではないか、といつて攻撃した」。これに対し当時の島田は「反対党的諸君は何かといえば恒松攻撃をやるが、その恒松攻撃をやる人達は遙々東京からどうして來たのか」と反問し、「やつぱり銘々が攻撃しつつある所のその鉄道を利用して、それに乗つて來て攻撃演説をしているのではないか」と切り返したという。そして恒松の通した鉄道は今も島根県の発展を支えているとした上で、「ここに我々は個人の生命というものと、団体の生命というものの関係を見なければなら」ず、個人と違ひ「団体の生命は永遠である」り、「個人個人が団体の一員として」、「自分の小さい目的の為に働いたその働き方がよければ、団体としての全体の方向がよくなつて行くのである」と訴えた。

島田の主張は一見すると地方利益誘導を進めてきた政友会の立場を弁護する開き直りとも読める。しかし、今日の政党論と照合すると高い水準を持つ政党論であることがわかる。まず、前提として高久嶺之介氏が指摘するように「地域の有力者が、府県の補助、その工事が大きい場合國の補助を要求することは悪い方向とはいえないし」、「『地域利益』『地方利益』が噴出さ

れる状況は、決して悪い状況とはいえない」はずである(46)。

高久氏の指摘は自然災害への対策や、政治的権利の行使の文脈でなされているものだが、地域間格差を克服するための利益要求についても当てはまると思われる。島根県は裏日本の中でも特に後進性の中にあつた地域であつた(47)。こうした背景もあって、沼本龍氏が明らかにしたように、明治期から島根県では自分たちの地域の後進性に対する意識から鉄道敷設運動が展開しており(48)、その民意に応える形で政治家は行動していたのである。そして、まさに当時の国会で山陰地域の格差是正を訴えた政治家こそ島田が挙げた恒松隆慶その人だつた(49)。島田は恒松を再評価することで、政党の信頼回復を図るとともに、政党が地域振興に寄与した役割を強調して政党政治の正当性を訴えていたのである。注目すべきは島田の個々の利益の追求こそが全体（団体）の利益となるという議論が、多元主義的な政党論として成立していることである。今日の政党論でも全体の利益を追求すべきであるという考え方は全体主義につながるもので望ましくなく、各々が利益要求を続けて、競争関係や抑制関係が生じた上に穩健な政治が機能するという多元主義的な考え方方が望ましいとされている(50)。このように島田の議論は單なる政友会の自己弁護にとどまらない、水準の高い政党論となつていたことがわかる。なお、ここで見逃せないのは、島田の一連の議論が政友会の機関誌『政友』に掲載された他(51)、『山陰新聞』紙上では「ざつくばらんに現代政党を語る」と題してほぼ同内容が連載された事実である(52)。島田の政党論は地域の有権者にも発せられており、来る総選挙に向けた政友会への

支持を広める狙いもあつたのである。

以上の内容を要約すると僕と島田の政党論は政党批判に対する有力な反論になつていて。当時の政治家は政党と地方のあり方を再検討し、自分たちの統治の正当性を主張できる論理を構築していたのである。

### 第三節 第一九回衆議院議員総選挙と選挙肅正運動の展開

一九三六年に衆議院議員総選挙が執行され、民政党が五議席を獲得する一方、政友会は一議席であった(53)。ここでは、選挙における選挙肅正運動に対する県当局とメディアと政党人の評価を確認する。『選挙肅正運動総覧』は知事による講演会や映画会、変わつたところでは一九三五年に選挙肅正安来節がラジオ放送されている(54)。聴覚メディアであるラジオ活用した啓蒙活動が展開していた。こういつた一連の運動の成果を県当局は次のように強調した。

「選挙肅正運動は一面国民愛国運動であり文化啓發運動であり同時に国民精神作興の運動であり、今回の選挙で「選挙の意義に対する正しき国民的認識を高め、選挙権の貴重なる所以を会得せしめ」、選挙違反の減少と選挙に対する国民の意識向上を成果とした。

地方紙については『松陽新報』が選挙肅正運動を選挙が公正になされたと評価する一方、『山陰新聞』は選挙肅正運動が官製運動であると批判し、民間運動の必要性を訴えた(55)。『島根評論』は「吾人が今回の選挙に於て感じたことは過去の因襲状勢を打破することは、特に島根地方に於て困難ではあるが、

肅正選挙の結果は、舌戦の力が今後の選挙情勢を動かすに偉大なるものがあるであろうことと、その主義主張を選挙民に徹底させるのには、選挙に直面せざる平時に於てこれが準備の極めて緊要であることを」<sup>(56)</sup> というように、選挙肅正運動を評価していた。そして「一片の選挙公報などによつて候補者を判別することは困難事であり」、「舌戦の勢力は侮るべからざるものはあつても、聴集が少なければ効を見ないのだから、何うしても平時に於て政策の優劣を一般民に承知せしめてお」くべきであるとして、今後は選挙以外での政策の周知や政治活動の必要性を説いた<sup>(57)</sup>。

最後に政党人の評価を見たい。すでに官田光史氏が指摘している通り、政党人の評価は「選挙肅正運動の利便性は一定認められるが、官憲の苛酷な取締りや人権侵害は許せない」というものであつた<sup>(58)</sup>。更に政党人の中からは実務レベルでの改善を求める意見も出ている。選挙後に県議や県当局関係者が集まつて選挙肅正運動の感想を話し合う座談会が開催され、その席上で県会議長の天野種三郎は次のように述べた<sup>(59)</sup>。

現在の選挙法によつて選挙委員、労務者の人数の少かつた事には非常に困つた、演説会の開催、交渉、あと始末、立看板、ポスターの掲出等すべて選挙委員でなければ出来ぬ事になつてゐるが、かかる仕事は労務者にさせられる様にして貰ひ度いものです。又第三者の運動に対しても実費の外に相当の報酬を出してもいいと思ふ。一演説会員が、或村に出掛けて無一文で困つた話、演説会場で委員がコップ

を借りて整へる話、演説会場に警官の臨監席がなく、お巡りさんから苦情が出た話等、笑へないナンセンスが出たが、選挙の公費に付てももう少し融通のある解釈を下して欲しい。

天野の意見は、自身も選挙運動に関わる身として出た率直な政党人のものとして興味深い。と当時の政治社会は、こういつた細部の事務手続きに関する要望が公然と出るような状況だつた。

選挙肅正運動については、その必要性は政党人やメディアすべてが認めていたが、運動のあり方については様々な意見があつた。県当局は運動の成果を評価し、『島根評論』も一定の評価を与えた。一方で、県議の天野は選挙肅正運動によつて選挙活動が制限されることに率直な苦言を呈した。政党は信頼回復のために運動の意義を認めつつその改善を図ろうとしていた。

## 第二章 第二〇回衆議院議員総選挙

### と第一一回島根県議会議員選挙

#### 第一節 第二〇回衆議院議員総選挙—政党勢力の流動化—

本節では、今回の中選挙における選挙肅正運動の動向と選挙結果をめぐる言説を確認したい。この選挙でも知事による講演会やラジオ放送、ポスター・ビラ・パンフレットの配布、スライドの送付など啓蒙活動が中心であつた<sup>(59)</sup>。重要なのはこうし

た啓蒙活動が翌年開かれる県議選にも継承されていくことである。

この総選挙では民政党と政友会が三議席ずつ獲得する結果となつた<sup>(60)</sup>。この総選挙で注目したいのは、一九二四年の総選挙以来当選を続けていた木村小左衛門が第一区（出雲部）において落選したことである。木村の落選については、『島根評論』の理事の一人である川上繁一が「島根政界の異変（二）—民政王国遂に覆る」で論じている。

即ち、「第一区は何と云つても若槻王国、民政党的金城湯池であ」り、櫻内、木村、原が当選し続けてきた。今回の選挙では三人とも「断じて高橋君は立候補すまいと見当をつけて、無投票区となるに違ひないと安心し切つて居られたやうである」と続けた。しかし、結果として高橋は立候補した。「虚を突かれては、巨豪と雖もたちたぢとならざるを得ないのである」。

「最近の情報に依れば第一区にも既に時代の目覚めがやつて来て居て青年乃至壮年級の人々の自覚と奮起を來して来て」おり、「唯だ事大思想的にのみ事を決することが出来なくなつたことが、此の度の選挙で明らかになつたのである。櫻内が民政党県議で「松江の少壮弁護士和田珍頼氏」を選挙の「総指揮官に」起用したことは、「確かに此の時代的推移を物語つて居ると共に、流石は世故に通じた櫻内氏だけあつて、時代の流れにそふたものと云はねばなら」ないだろう。一方、「木村派では相も变らず」民政党県議の「古老森山茂太郎氏の総指揮と来ては、時代錯誤」であると言わねばならない。「殊に森山氏は病後で氣力も衰えて、往年の元気は全くないにも拘らず、斯る人物を

頭に此の非常時日本の今日の選挙に望んだことは、全く木村氏一期の大不覚である」。更に「今回木村派に取つて非常な大打撃は」出雲製織の宍道政一郎氏が前回は木村氏の為めに推薦状を出した職工に早引きさせたりして大変に力を添えて居られたものが、今回は何故か全く無関心的な態度を取られたことである。「兎も角、一般大衆が目覚めたのである。そして此の目覚めた大衆の支持を受けたものが勝利者となるのである。木村氏が落選の悲運に遭遇せられたのも、其の一因は確かに茲に存する。木村氏が今後充分に時代に目覚めて大衆の中の真に裸体となつて飛び込んで大衆の支持を受けぬ限り、同氏の将来は誠に心細いものがある。好漢木村氏の若返りを熱望して止まない」。

川上の分析によれば、木村落選の背景には選挙準備が整つていなかつたことや、旧態依然とした選挙態勢で臨んだこと、出雲製糸の支援が受けられなかつたこと、一般大衆が目覚めたことなどが挙げられている。しかし、本稿が重要視したいのは事実がそうであつたかだけでなく、こういつた分析がなされ、『島根評論』誌上に掲載されていた点である。そもそも、木村は立憲青年党や若槻の後援会である克堂会の支援を受ける中で当選した政治家であり、当時のメディアでは憲政会勢力の伸長が政治的な目覚めであると評価されていた<sup>(61)</sup>。この事実は、議員の落選という選挙結果に対してもこのような分析がなされたことは、新人議員当選の機運を高めたものと思われる。実態と

語られ方は相互に作用しながら、地域政治構造をも転換させていつたと言えよう。

木村落選の事実は、島根県内の政治情勢を大きく動かしていくこととなる。

## 第二節 第一回県議選 —新人議員の台頭—

一九三八年は島根県議会議員選挙の改選が予定されていた。

一九三七年の年末には『松陽新報』は「総選挙期日が三月早々である関係上一夜明けて昭和十三年の春を迎へたならば早くも各地には選挙風雲の影が動き出すことは必然であるが明朗にして新鮮な県政を熱望する県民としては相当新人輩出を期待するに相違ない(62)」と新人議員を待望する政治的な要望が生じつたあつたと報じている(63)。

さて、一九三八年に県議選が執行される中で選挙肅正運動も展開していた。この中で注目すべきは有志が結成した島根県郷土愛護同盟の活動である。理事長は弁護士の草光義質であり、彼はラジオ放送で「県民の多くが政党に入党するか入党の形式をとらなくても」相手党と感情的な対立を続けてきたとした上で、「県会議員も濫りに党派心に捉はれ県全体の利益を無視する様な傾向が甚し」く、全体の利益と個別の利益の区別が不明瞭になつてゐるとした。次に「元来政党は県会や町村会にて存立すべきものではなく、殊に外国と違ひ日本の国家は天皇御一人の御考で政治を行はせらるる国柄である関係上、又事実上国民の間に根本的に利害の相違のあるものがない国では、政党の主義綱領に根本的な差異がないのが当然であるから、其の政党

を誤解して政党に執着することは全然間違ひであり、衆議院では政党は必要かもしれないが「県、町、村委会に政党があれば弊害のみで誠に由々敷き大事」であると地方における政党解消を主張した(64)。

先に見た田沢と同じ典型的な地方自治からの政党排除論である。選挙肅正運動では政党排除論が一貫した論理の一つであつたと言えよう。この他には産業組合青年連盟が「青壯年の選出「党員のない人」を選出するべきであるとの記事を『組合新聞』に掲載した(65)。新人待望論と政党排除論が渦巻く中で県議選は執行された。

県議選の結果は民政党二四名、政友会三名、中立三名（内一名は民政党）であった（表3）。この県議選の特徴は大きく三つある。まず注目されるのは無投票選挙区の激減である。前回は一四の選挙区の内、七つの選挙区が無投票だつたが、今回は仁多郡、大原郡、飯石郡の三つにとどまつた。前回は八束郡での候補者調整において違反が続出した反省からか、多くの選挙区で激しい選挙戦が展開されたのである。『大阪朝日新聞島根版』はこうした状況は「事変下にふさはしい立候補陣を形成した」と評価した上で、選挙戦の模様は概して低調であり、演説会は二人しか集まらないという状況さえあつたものの、投票率は8割近くあつたことから選挙民は冷静に選挙に臨んだと評価した(66)。二つ目は、新人議員が一二名当選している点である。前回は九名の新人議員が当選しているが、その内五名は無投票での当選であつた。今回も無投票で当選した新人議員は三名と無投票当選の新人も若干減少している。重要なのは中西淳亮や

横山正造ら当選を重ねてきたベテラン県議が落選している点である。県議の入れ替えは地域政治構造が日中戦争下という状況の中で、変革を求める民意のもと変容しつつあったことを意味している。三つ目はこれら新人議員の多くが既成政党に所属していた点である。地方議員の党派離脱は選挙肅正運動の中で唱えられ続けたが、それでもほとんどの議員が既成政党に所属していたのである。政党派を離脱して地方議会で活動するのは非現実的であり、中立候補の多くは泡沫候補に過ぎなかつたのである。

以上、本章で明らかにしたことをまとめると、第一に第二〇回衆議院議員総選挙は準備がままならないままの選挙であつたこともあり、議員の流動化を促した。解散を断行した林内閣は政党への懲罰を解散理由としていたが、政党勢力への懲罰という目的自体はこの結果に注目すれば果たせたと言えるのかもしれない。また、新人議員を求める民意が生じており、メディアもそれを「政治的な目覚め」であると好意的に評価した。これらの実態としての新人を求める民意と選挙結果、そしてそれを評価するメディアは相互作用しながら、地域政治構造にも変容をもたらしたのである。

第二に、こういった衆院選の結果を受けて、県議選では選挙の結果多数の新人議員が当選することとなつた。これらの議員のほとんどは既成政党に所属しており、政党勢力の弱体化が起きていたわけではない。一方で日中戦争という特異な状況が新人待望の声や政界の刷新を求める民意を更に押し上げ、既成政党に新陳代謝を促したと言える。これらの新人議員は当選後の

県議会では県会議長の選考をめぐつて主流派と対立し、最終的には新人議員らが推す山崎定道が議長に就任するという事態が起こつている(67)。新人議員の当選は県会の運営にも影響を及ぼしたのである。

### おわりに

本稿では政党内閣制崩壊前後の政党の状況を明らかにしてきた。以下、まとめと今後の課題を示したい。

第一に選挙肅正運動の展開と当該期の評価について。一九三四年の県議選は後に控える第一九回衆議院議員総選挙と選挙肅正運動の前哨戦と位置づけられたにもかかわらず、違反者が続出し再選挙が繰り返されることとなつた。これに対して『島根評論』は県議選の無用を説くなど政治不信が助長される結果となつた。この県議選では強引な候補者調整が違反を招いたと考えられた。選挙肅正運動の関係者であつた田沢義輔は無投票を批判していた。一方で、立候補を辞退した元県議の錦織彦太郎は候補者調整による無投票が非常時における肅正選挙のあるべき姿であると述べていたように、肅正選挙のあるべき姿とは何かがこの時点では定まつていなかつた。一九三四年の県議選の混乱は選挙がどうあるべきかを問い合わせ契機となつたと考えられる。こうした反省もあつてか、一九三六年の総選挙は一定の成果を上げたと好意的に受け止められた。県議の中からも選挙肅正運動の今後のあり方を見直すような発言が出るなど、政党とメディアと県当局が連携し、選挙肅正運動を深化させていくことが予想された。

第二に選挙結果をめぐる言説について。一九三七年の総選挙ではそれまで民政党が議席を独占してきた第一区において、政友会の高橋円三郎が初当選した。民政党の木村の敗因は選挙準備の不足などが考えられるが、重要なのは木村の敗因を島根県の政治的な目覚めと位置づける言説が登場したことである。かつて新人時代は立憲青年党の支援を受け、政治的な目覚めの象徴的扱いを受けた木村が今回は事大主義的な存在として扱われたのである。こうした言説は選挙民の今後の投票行動にも影響し、一九三八年の県議選における新人議員の当選の民意を補強したものと考えられる。一九三四年の県議選と違い、多くの選挙区で選挙戦が展開され、新人議員が当選したことは、戦時下の中で既成政党の中からも新人を待望する民意を受けた新陳代谢が起こっていたことを意味している。既成政党が多数を占める状況でも、政治的変化を求める民意は新人議員の当選という形で結実していくと言えよう。こうした政治的状況が一九四二年の翼賛選挙の前提となつていくのである。

第三に地方からの政党政派排除論について。従来ほとんど注目されてこなかつたが、選挙肅運動を貫く一貫した論理の一つに、地方自治からの政党政派排除というものがあつた。これ自体は決して新しい主張ではなく、メディア等で度々繰り返されてきたものだつた。しかし、中立候補の多くは泡沫候補でしかなく、地方議員は政党に所属する人物が一貫して過半数を占めており、全く現実性のない言説に過ぎなかつた。政党政治家の方が地方政治の現実を理解していたと言える。俵が指摘した通り政党が地方での対立を激化させたという側面だけでなく、元々

の地域的対立に党派的な対立が加味されたというのが正確だつたのではないか。更に島田が述べた通り、政党が個々の利益を追求することによつて最終的に全体の利益につながるという考え方の方が現実的であつたし、現に多くの地域がそうした形で発展していくのである。これは今日の政党論に当てはめれば「多元主義」に近いものであり、その水準の高さは評価すべきであろう。なぜ地方自治からの政党排除が出来なかつたのかはなお検討を要するが、一つには全体の利益の規定など不可能であり、個別の利益を代表する政党でなければ支持を獲得できなかつたのではないかと考えられる。先に政党に関する言説が実態にも影響を与えたと論じたが、選挙肅正運動に連なる地方自治からの政党排除の言説は、あまりにも地方の現実を無視した言説であつたため、実態にほとんど影響を与えることがなかつたと結論付けたい。ここに選挙肅正運動の限界を見出すことが出来る。

以上、本稿が明らかにしたことは①選挙肅正運動は初期段階において必ずしも手段が自明ではなく、選挙肅正の理由での候補者取り下げが地方政治の混乱を招いたことから、たとえ戦時下であつても選挙戦を存分に行うべきとする方向に転換した②立て続けに行われた衆議院議員総選挙は準備不足などもあつて新人議員当選の結果を招き、新人待望論が県内の有権者に広まつた③前回の県議選での反省から多くの新人候補が立候補してベテランの候補を多く下して当選したこと、ただしそのほとんどが既成政党に所属していたこと④地方議員は政党を脱すべきといふ議論が肅正選挙でも広く展開されたがほとんど実影響はない

く、政党政治家による反論の方が現実に即していたことであつた。選挙肅正運動は汚職の撲滅などの成果だけでなく、地域政治構造の変動に因らずも影響を与えたのである。一方で、政党勢力が地方での影響力を堅持したことは運動の限界を示すものであつた。選挙肅正運動とは、島根県に限つて言えば、既成政党内での新陳代謝を促す役割を果たしたと結論付けたい。

最後に本稿の課題を示したい。一つは島根県の地域政治構造の問題である。本稿で明らかにしたように、県会議員は郡レベルで選出されており、それぞれの郡の利害関係を代表していたと考えられる。また、民政党と政友会の県会議員の多くは町村長や産業組合役員などの地域の要職を経験した人物であり、経歴には大きな違いがないように思われる。それは島根県の民政党が憲政会に加えて旧政友本党系の人物が多く加わったためでもあると考えられる。そういう県議たちが代議士の集票ルートを担つていたとすれば、やはり両党の支持基盤に大きな違いはなかつたと理解すべきであろうか。また、いかに政治・経済的な関係上による支持基盤を固めたとしても、一九三七年の総選挙で木村が敗れたように、支持基盤なるものも絶対的なものではなかつたと理解すべきだろう。この点については島根県という地域の特性と今回明らかにした当時の選挙の特徴とをあわせて検討すべき点であろう。

今一つは翼賛選挙以後の展望である。一九四二年の翼賛選挙では三名の新人が当選する一方、俵孫一はじめ前職三名が落選している。本稿の見解に沿えば、新人待望の民意がこういつた結果をもたらしたと理解すべきであろう。この点についてもさ

らなる検討を要するところである。

### 【註】

(1) 榊 正夫『日本選挙制度史』(九州大学出版会、一九八六年)第三章。

(2) 粟屋憲太郎「一九三六、三七年総選挙について」(『日本史研究』第一四六号、一九七六年)、須崎楨一『日本ファシズムとその時代』(大月書店、一九九八年)二七四頁—二八五頁。

(3) 本間恂一「選挙肅正運動をめぐる政党と官僚」(『地方紙研究』第三六卷第一号、一九八六年)。

(4) 波田永実「選挙肅正運動の展開と地方政治構造の変容」(『日本歴史』第四五八号、一九八六年)。

(5) 有泉貞夫「昭和恐慌前後の地方政治状況」(『年報・近代日本研究六』山川出版社、一九八四年)。

(6) 河島 真「戦間期内務官僚の政党政治構想」(『日本史研究』第三九二号、一九九五年)、同『戦争とファシズムの時代へ』(吉川弘文館、二〇一七年)六九頁—七四頁、一八三頁—一八八頁、黒澤良『内務省の政治史』(藤原書店、二〇一三年)一〇七頁—一一二頁。

(7) 小栗勝也「非常時下における既成政党の選挙地盤の維持」(大麻唯男伝記研究会編『大麻唯男—論文編』(桜田会、一九九六年)、小南浩一「肅正選挙下における政党とその支持動向」(『北陸法学』第六卷第四号、一九九九年)、同

- (19) 錦織は一八七四年八束郡佐太村の出身（現松江市鹿島町）。一九二六年の県議選に憲政会から立候補して初当選した（『大阪朝日新聞山陰版』一九二六年二月二一日）。民政党系の人物としては珍しい元陸軍砲兵少佐という軍歴の持ち主で、在郷軍人会八束連合分会長を務めていた（『松陽新報』一九三〇年三月六日）。
- (20) 『松陽新報』一九三四年二月二六日。
- (21) 『松陽新報』一九三四年三月四日。
- (22) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月二日。
- (23) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』（島根県、一九三六年）二三二頁。
- (24) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』二二〇頁—二三〇頁。以下、田沢の講演内容の出典は上記による。
- (25) 河島前掲「戦間期内務官僚の政党政治構想」、同『戦争とファシズムの時代』六九頁—七四頁、一八三頁—一八八頁。
- (26) 筒井正夫「『政党政治』確立期における地域支配構造
- (27) (4)（『彦根論叢』第二四九号、一九八八年）一〇二頁。『府県会議員と党人』『山陰新聞』一八九九年七月二一日。
- (28) 政党内閣期から政党内閣崩壊前後に至つてもメディアでは地方議員は政党派を離脱すべきとする主張が続いていた。杉谷直哉「『地方メディア』の政党論」（『洛北史学』第二〇号、二〇一八年）一四四頁—一四五頁、一四九頁—一五〇頁。
- (1) 手塚雄太「近現代日本における政党支持基盤の形成と変容」（ミネルヴァ書房、二〇一七年）、車田忠繼『昭和戦前期の選挙システム』（日本経済評論社、二〇一九年）。
- (2) 杉谷直哉「島根県における憲政会・立憲民政党勢力の形成と展開」（『山陰研究』第十号、二〇一七年）。
- (3) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (4) 桜前掲『日本選挙制度史』一八二頁—一八三頁。
- (5) 島根県編『島根県選挙肅正総覧』（島根県、一九三六年）三五頁。
- (6) 岡本間前掲「選挙肅正運動をめぐる政党と官僚」五頁。
- (7) 野島忠孝（一八六三—一九四四）は、現在の浜田市の出身で、元陸軍軍人。浜田町長を務めた（島根県歴史人物事典刊行会編『島根県歴史人物事典』山陰中央新報、一九九七年、以下人名に関しては断りのない限り本書からの引用による）。
- (8) 岡本俊人（一八七五—一九六〇）は現在の浜田市の出身。名望家の出身で、石見村長などを務め、戦後には初の民選浜田市長となつた。
- (9) 前掲『島根県選挙肅正総覧』四〇頁。
- (10) 官田光史『戦時期日本の翼賛政治』（吉川弘文館、二〇一六年）五四頁。
- (11) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (12) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (13) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (14) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (15) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (16) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (17) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (18) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。

- (30) 『大阪朝日新聞島根版』一九三四年三月七日。
- (31) 『大阪朝日新聞島根版』一九三四年三月一〇日。
- (32) 『大阪朝日新聞島根版』一九三五年六月二九日、『大阪朝日新聞島根版』一九三五年九月一〇日。
- (33) 同上。
- (34) 『大阪朝日新聞島根版』一九三五年九月二一日。
- (35) 『島根評論』については竹永三男「県人会・郷土雑誌考」(『山陰地域研究』第一号、一九八五年)を参照。郷土人雑誌は都市部に存在していた県人会が中心となつて発刊していた雑誌であり、都市部と地域を結ぶメディアであった。
- (36) 『島根評論』第二二卷第一〇号、一九三五年一〇月。
- (37) 前掲『島根県選挙肃正運動総覧』一七頁一一八頁。
- (38) 茶谷 翔「政党内閣期末から举国一致内閣期における政党をめぐる言説と政治」(『ヒストリア』第二八一号、二〇二〇年)。
- (39) 俵 孫一「地方自治と選挙」『民政』第七卷第五号、一九三三年五月。
- (40) 井上寿一「政友会と民政党」(中央公論新社、二〇一二年)一七七頁一一七九頁。
- (41) 井上敬介『立憲民政党と政党改良』(北海道大学出版会、二〇一三年)一九四頁。
- (42) 清水唯一朗「近代」(中公新書編集部編『日本史の論点』中央公論新社、二〇一八年)一五九頁。
- (43) 井上前掲『立憲民政党と政党改良』一三九頁一一四一頁。
- (44) 菅谷幸浩『昭和戦前期の政治と国家像』(木鐸社、二〇一九年)一八四頁。
- (45) 島田俊雄『現代政党論』(東京講演会出版部、一九三五年)二四頁一三一頁。以下、島田の論説は上記の出典による。
- (46) 高久嶺之介「有泉貞夫『明治政治史の基礎課程—地方政府状況史論』」(『日本史研究』第五九二号、二〇一一年)
- (47) 古厩忠夫『裏日本』(岩波書店、一九九七年)六九頁一八八頁一八九頁。
- (48) 沼本 龍「島根県における鉄道敷設運動の出発」(『松江市歴史叢書』松江市史研究第一号)松江市教育委員会、二〇一〇年)、同「鉄道敷設法成立以前の山陰地域における鉄道敷設運動」(『山陰研究』第三号、二〇一〇年)。
- (49) 阿部恒久「『裏日本』はいかにつくられたか」(日本経済評論社、一九九七年)第六章。
- (50) 待鳥聰史「民主主義にとつて政党とは何か」(ミネルヴァ書房、二〇一八年)二八頁一三〇頁。
- (51) 島田俊雄「現代政党論」『政友』第四二二号～第四二二号、一九三五年八月、九月発行。
- (52) 「ざつくばらんに現代政党を語る」(一)～(八)『山陰新聞』一九三五年八月一六日一二三日。
- (53) この総選挙の争点や詳細については杉谷直哉「島根県における政党内閣崩壊前後の政党勢力の展開」(『日本政治法律研究』第四号、二〇二二年)を参照。

- (54) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』一二五頁—三四頁。
- (55) 杉谷前掲『地方メディア』の政党論』一四五頁。
- (56) 『島根評論』第一三卷第三号、一九三六年三月。
- (57) 官田前掲『戦時期日本の翼賛政治』四九頁。
- (58) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』五九一頁。
- (59) 島根県編『島根県選挙肅正運動概要』(島根県、一九三九年)一頁—六頁。
- (60) 一九三七年の総選挙については杉谷前掲「島根県における政党内閣制崩壊前後の政党勢力の展開」を参照。
- (61) 杉谷前掲「島根県における憲政会・立憲民政党勢力の形成と展開」六頁。
- (62) 『松陽新報』一九三七年一二月二三日。
- (63) 新人候補を求める意見は島根県だけでなく他地域でも見られた。小南浩一「肅正選挙から翼賛選挙へ」(『北陸法学』第八卷第二号、二〇〇〇年)三三頁を参照。
- (64) 前掲『島根県選挙肅正運動概要』二三一頁。
- (65) 前掲『島根県選挙肅正運動概要』一二三六頁—一二三八頁。
- (66) 『大阪朝日新聞島根版』一九三八年三月八日。
- (67) 『山陰新聞』一九三八年三月二九日。『山陰』は民政党支部内の旧憲政系と旧本党系の対立が伏流にあることを指摘し、新人議員の動きを「県会浄化革新の動きが大勢をリードした」と評している。

## 【追記】

本稿は二〇二一年三月二〇日に開催された島根史学会オンライン研究会で発表した内容に加筆修正を施したものである。当 日司会を務めていた小林准士氏と、貴重なご意見を賜つた竹永三男氏をはじめとする参加者の皆様に記して謝したい。

(表1) 島根県選舉委員一覧 (1934年)

役職	職業・肩書	氏名	備考	役職	職業・肩書	氏名	備考
会長	知事	福邑正樹		委員	山陰日日新聞松江支局長	新田隆二郎	
委員	松江地方裁判所長	末松正行		委員	山陰毎夕新聞松江支局長	齋藤好徳	
委員	松江地方裁判所検事正	谷田勝之助		委員	地方課長	小林誠一	
委員	内務部長	松島源造		委員	社会課長	浅野三郎	
委員	警察部長	土肥米之		委員	高等課長	野島種三	
委員	学務部長	熊野周二		幹事	社会課属	古瀬良逸	
委員	県会議長	恒松於菟二		幹事	地方課属	岡田秀勝	
委員	県会副議長	森山茂太郎		幹事	高等課警部補	田中隆盛	
委員	松江市長	石倉俊寛		講師	地方事務官	追静吾	
委員	県町村会長	森田準一郎		講師	地方事務官	古屋武助	
委員	県会議員	天野種三郎		講師	地方事務官	谷川才徳	
委員	県会議員	昌子亮一		講師	地方事務官	高橋貢	
委員	県会議員	大谷茂		講師	地方事務官	藤永勉	
委員	有効者	野島忠孝	硯堂会会长 <sup>(※1)</sup>	講師	地方事務官	江口見登留	
委員	有効者	岡本俊人	元民政黨島根支部副支部長 <sup>(※2)</sup>	講師	地方警視	大森健治	
委員	有効者	水津直太郎		講師	地方警視	水川依夫	
委員	大阪毎日新聞松江支局長	越智祐男		講師	社会教育主任	東山好計	
委員	大阪朝日新聞松江通信部主任	越智経信		講師	島根県警部	佐々木進之助	
委員	松陽新聞社副社長	勝部本右衛門		講師	島根県警部	中永繁重	
委員	山陰新聞主筆	野津善之助					

※1 『大阪朝日新聞島根版』1932年1月27日。

※2 『松陽新聞』1927年10月27日夕刊。

(表2) 1934年県議選当選者一覧

氏名	党派	当落	選出郡・市	前職/元職/新人	経歴	得票数
田中源一	民政党	当	松江市	前職	陸軍三等主計 商工会議所議員	3,381
土谷連之助	民政党	当	松江市	前職	吳服卸商	2,507
桜井文三郎	中立	落	松江市	新人	松江高校教師	971
石川長之助	民政党	当	八束郡	前職	教員 酒造業	—
青山善一郎	民政党	当	八束郡	前職	海產物商	—
奥名佐蔵	政友会	当	八束郡	元職	川津村長	—
山田律之助	民政党	当	八束郡	新人	県職員 郡是製糸	—
天野種三郎	民政党	当	能義郡	前職	郡会議員 会社經營	—
中原清	民政党	当	能義郡	前職	民政党島根支部総務	—
堀江理之助	民政党	当	仁多郡	新人	島上村在郷軍人会分会長 農会議員	—
藤原竹次郎	民政党	当	大原郡	前職	村委会員	—
安部栄重	民政党	当	飯石郡	新人	教員	—
宮崎實	政友会	当	飯石郡	新人	中野村長	—
石橋正彦	民政党	当	簸川郡	前職	平田町長	5,524
森山茂太郎	民政党	当	簸川郡	前職	農会議員 民政党島根支部總務	4,844
江角興義	民政党	当	簸川郡	前職	陸軍三等主計 農会副会頭	4,409
今岡栄	民政党	当	簸川郡	新人	小学校校長 江南村長	3,579
吉田省三	民政党	当	簸川郡	前職	教員 高松村長	3,549
森田準一郎	民政党	当	簸川郡	前職	大社町長 島根県町村会長	3,055
川上惣右衛門	政友会	落	簸川郡	元職	砲兵中尉 教員(※1)	2,327
森山與八郎	民政党	当	安濃郡	新人	佐比壳村長 産業組合青年連盟会長	—
加藤惣太郎	民政党	当	通摩郡	前職	郡会議員 温泉津町長 大森町長 県水産会長	3,237
吉田武一郎	政友会	落	通摩郡	新人	—	2,174

日 高 武 夫	政 友 会	当	邑智郡	新 人	田所村長	3,904
田 邊 茂 人	民 政 党	当	邑智郡	新 人	都賀行村職員	3,552
有 福 民 雄	政 友 会	落	邑智郡	前 職	川本町會議員(※2)	2,238
前 田 重 義	中 立	落	邑智郡	新 人	—	264
中 西 淳 亮	民 政 党	当	那賀郡	前 職	新聞記者 黒松村會議員	—
寺 戸 光 次	民 政 党	当	那賀郡	前 職	酒造業 三隅町長	—
中 村 峯 一	政 友 会	当	那賀郡	前 職	下府村委会員 酒造業	—
山 崎 定 道	中 立	当	那賀郡	前 職	今市村委会員 那賀郡蚕糸組合長	—
横 山 正 造	民 政 党	当	美濃郡	前 職	教員 真砂村長	4,670
大 谷 茂	民 政 党	当	美濃郡	前 職	会社取締役 酒造業	3,627
越 智 獅 次 郎	民 政 党	落	美濃郡	前 職	—	1,850
前 原 友 喜	政 友 会	当	鹿足郡	新 人	七日市村委会員 七日市村在郷軍人分會長 医師	3,294
大 河 原 義 治	民 政 党	落	鹿足郡	前 職	騎兵軍曹 木部村長(※3)	2,989
斎 藤 貞 太 郎	政 友 会	当	隱岐島	元 職	磯村村長	2,633
若 林 通 照	民 政 党	落	隱岐島	元 職	磯村村長(※4)	2,500

出典：『松陽新報』1934年3月4日、5日夕刊、6日より作成。

※ 1：川上の経歴は『大阪朝日新聞山陰版』1926年2月20日より作成。

※ 2：有福の経歴は『松陽新報』1931年8月8日より作成。

※ 3：大河原の経歴は『松陽新報』1930年3月5日夕刊より作成。

※ 4：斎藤の経歴は『松陽新報』1930年3月5日より作成。

(表3) 1938年県議選当選者一覧

氏名	党派	当落	選出郡・市	前職/元職/新人	経歴	得票数
田中源一	民政党	当	松江市	前職	陸軍三等主計	3,318
土谷連之助	民政党	当	松江市	前職	商工会議所議員	2,507
桜井文三郎	中立	落	松江市	新人	呉服卸商	1,222
和田珍頼	民政党	当	八束郡	前職	弁護士	3,553
福原二郎	民政系中立	当	八束郡	新人	小学校長	2,959
佐藤忠次郎	民政党	当	八束郡	前職	会社役員	2,858
香川敏徳	民政党	当	八束郡	前職	会社役員 畜産組合長	2,569
石川重太郎	民政党	落	八束郡	前職	—	2,362
天野種三郎	民政党	当	能義郡	前職	民政党島根支部長	3,080
仙田伸一	民政党	当	能義郡	新人	山佐村長 山林会長	2,913
黒田幸治	中立	落	能義郡	新人	農業	2,032
富田要造	中立	当	仁多郡	新人	農業	—
黒田興吉	民政党	当	大原郡	新人	公吏	—
安部栄重	民政党	当	飯石郡	前職	農業	—
伊藤栄一郎	中立	当	飯石郡	新人	農業	—
山田金右衛門	民政党	当	簸川郡	新人	商工会長 酒造業	5,529
石橋正彦	民政党	当	簸川郡	前職	農会副会長 産業組合島根支会長	5,312
江角興義	民政党	当	簸川郡	前職	会社役員 農会副会長	3,855
今岡栄	民政党	当	簸川郡	前職	小学校長	3,799
本多常吉	民政党	当	簸川郡	新人	朝鮮總督府事務官 大社町議會議員	3,242
森山茂太郎	民政党	当	簸川郡	前職	今市町長	2,399
雲藤空善	政友系	落	簸川郡	新人	住職	1,249
兒玉勝之助	中立	落	簸川郡	新人	無職	264

森 山 興八郎	民政党	当	安濃郡	前職	佐比壳村長	産業組合青年連盟会長	3,051
松 下 源次郎	政友会	落	安濃郡	新人	農業		1,313
吉 田 直 方	民政党	当	通摩郡	新人	町社会副会長	産業組合長	f 2,436
木 島 経 之	中 立	落	通摩郡	新人	医師		1,635
白 井 定 光	中 立	落	通摩郡	新人	農業		1,217
日 高 武 夫	政友会	当	邑智郡	前職	田所村長		3,559
田 邊 茂 人	民政党	当	邑智郡	前職	都賀行村職員		3,058
野 田 秀 次	政友会	落	邑智郡	元職	農業		2,600
尾 原 俊 男	民政党	落	邑智郡	新人	農業		945
寺 戸 光 次	民政党	当	那賀郡	前職	酒造業	三隅町長	3,527
山 崎 定 道	民政党	当	那賀郡	前職	今市村會議員	那賀郡蚕糸組合長	3,305
小 川 孝 祐	民政党	当	那賀郡	新人	浜田町議會議員	米穀商	3,176
佐々木 弘 明	中 立	当	那賀郡	新人	所得調査委員		2,781
山 根 左 中	政友会	落	那賀郡	前職	水産業		2,223
中 西 淳 亮	民政党	落	那賀郡	前職	新聞記者	黒松村會議員	1,349
増 野 正	政友会	当	美濃郡	前職	農会長	益田町長	3,734
佐々木 進之助	民政党	当	美濃郡	新人	警察官	匹見上村長	3,264
横 山 正 造	民政党	落	美濃郡	前職	教員	真砂村長	2,678
財 間 淳	中 立	当	鹿足郡	新人	酒造業	津和野町長	畜牛改良組合長
宮 崎 弥三郎	政友会	落	鹿足郡	前職	—		2,971
若 林 通 照	民政党	当	隱岐島	元職	学校教員		2,349
今 崎 半太郎	民政党	落	隱岐島	新人	農業		1,813
斎 藤 貞太郎	民政党	落	隱岐島	前職	磯村長		1,140

出典：『大阪朝日新聞島根版』1938年2月25日、3月5日、『松陽新報』1938年3月4日、3月5日、同夕刊、3月6日より作成。